平成２７年（フ）第３１０号
新潟市西区立仏1406番地　志賀忠治貸家３号
債務者　山田　嘉保
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１２号
新潟市北区新元島町3942番地52
債務者　野崎　友蔵（旧名友美）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１３号
新潟市秋葉区横川浜575番地７
債務者　田口　勝則
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１５号
新潟市東区紫竹４丁目21番43号
債務者　高橋　裕子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２５号
新潟市中央区関新２丁目１番73号　新潟ダイカンプラザ遊学館1005号
債務者　佐藤　修二
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８号
石川県七尾市千野町22部12番地20
債務者　築山　美樹
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１０３号
長野県埴科郡坂城町大字網掛900番地164　村上団地50―30号
債務者　永井　慎吾
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１８０号
長野県塩尻市大字広丘吉田902番地５　古田アパートＡ－１
債務者　百瀬　房子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５３号
長野県諏訪市大字中洲5097番地６
債務者　堀内　基宏
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第５７４号
仙台市太白区柳生７丁目９番地の６　コーポドリームズＢ棟101
債務者　土屋　純一
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
秋田県大仙市大曲白金町６―22　コーポエレガンシィ12―２、住民票上の住所秋田県仙北市西木町西明寺字荒町東92番地
債務者　江橋　　勝
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第２４０号
茨城県笠間市笠間1541番地５
債務者　朝比奈喜代美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１６２号
茨城県つくば市高見原３丁目３番地100
債務者　大隅　直行
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８５号
群馬県みどり市笠懸町鹿4140番地１　鈴の木タウン105号室
債務者　金子　光男
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第８６号
群馬県みどり市笠懸町鹿4140番地１　鈴の木タウン105号室
債務者　金子　京子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第７２号
千葉県木更津市清見台南２丁目15番14号　フラット大谷Ａ―101
債務者　唐鎌　順子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第３９８号
川崎市幸区南幸町１丁目33番地２　川崎スパ・マンション　1105
債務者　尾崎　廣志
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係